「長浜市空家等に関する条例」等に基づく事務の流れ

資料　7

第11条（情報提供）
市民等

適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに、その情報を市に提供するよう努める

第12条（実態調査）
市

情報の提供があったとき又は適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、当該空家等の実態調査を行う

■特定空家等判断基準に基づき判定（現地確認）

法第9条（立入調査等）

長浜市空家等対策推進会議

特定空家等

特定空家等以外の空家

第17条第1項（所有者等の調査）
市

空家等の所有者等又はその連絡先を確知するために必要な調査を行うことができる

法第10条（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

確知できる

確知できない

特定空家等

特定空家等以外の空家

第17条第2項（所有者等の調査）
市

当該特定空家等の連絡先が確知できない場合、次を公表し標識を設置することができる
（1）特定空家等の所在地
（2）特定空家等の内容
（3）特定空家等の状態を解消するためにとるべき措置
（4）その他市長が必要と認める事項

第18条（助言及び指導）
市

特定空家等【指導】

特定空家の解消のため所有者に対し「除却」「修繕」「立木竹の伐採」「その他」周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができる

法第14条第1項（特定空家等に対する措置）
助言又は指導することができる

特定空家等以外の空家【助言】

特定空家等になることを予防するため所有者に対し「除却」「修繕」「立木竹の伐採」「その他」周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができる

法第12条（所有者等による空家等の適切な管理の促進）
情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努める

第19条（勧告及び標識の設置）
市

状態が改善されない場合、相当の猶予期限を付けて、必要な措置を取るよう勧告することができる

法第14条第2項（特定空家等に対する措置）
勧告することができる

勧告に係る措置がとられない場合、標識を設置することによりその旨を周知することが適当であると認めるときは、所有者等の住所、氏名、勧告内容、その他市長が認める事項を記載した標識を設置することができる
（ただし、所有者にその旨通知し、意見を述べる機会を与えなければならない）

法第16条第2項（過料）
立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対し20万円以下の過料に処する

第20条（命令、公表及び標識の設置）
市

勧告に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認めるときは、相当の猶予期限を付けて勧告に係る措置をとるよう命ずることができる

法第14条第3項（特定空家等に対する措置）
命ずることができる

命令をした場合、次の事項を公表し標識を設置するものとする
（1）命令を受けた者の住所及び氏名（法人所在地、名称、代表者名）
（2）特定空家等の所在地
（3）特定空家等の内容
（4）命令の内容
（5）その他市長が必要と認める事項

法第16条第1項（過料）
命令に違反した者に対し50万円以下の過料に処する

第21条（緊急安全措置）
市

助言、指導、勧告及び命令を行った場合において、命じられた措置を履行しないとき、十分でないとき、完了する見込みがないときは、必要最低限の措置を自ら行い、又は第三者に行わせることができる

法第14条第9項（特定空家等に対する措置）
行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる